

東みよし町データ放送広告掲載取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、東みよし町データ放送の広告の取扱いに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(掲載の範囲)

第2条 広告は、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 法令等に違反するもの
- (2) 公の秩序又は善良な風俗に反するもの
- (3) 人権侵害となるもの
- (4) 政治性のあるもの
- (5) 宗教性のあるもの
- (6) 社会問題についての主義主張
- (7) 個人又は法人の名刺広告
- (8) 当該広告事業の内容を、町が推奨しているかのような誤解を与えるもの
- (9) 公衆に不快な印象または危害を与えるもの
- (10) 社会問題を起こしている業種や事業者を広告するもの
- (11) 町の事業の円滑な運営に支障をきたすもの
- (12) 消費者被害の未然予防及び拡大防止の観点から適切でないもの
- (13) 青少年保護及び健全育成の観点から適切でないもの
- (14) その他、広告として不適当であると町長が認めるもの

(広告の掲載位置)

第3条 広告の掲載位置は、東みよし町ケーブルテレビ、デジタル12チャンネルのデータ放送画面「お知らせ」「お慶び」「お悔やみ」の3ヶ所とする。

(広告の規格及び表現)

第4条 広告に使用できる画像規格は、横480×縦520ピクセルのJPEG形式。掲載できるテキストは下記のとおりとする。

【表題】 35文字×2行以内

【本文】 29文字×12行以内 (機種依存文字、外字、半角は使用できない)

2 次にあげる表現は広告として使用する事ができない。

- (1) 「4色ボタン」「進む」「戻る」などの誤操作を招くボタン類や表記
- (2) 警告を意味するような誤解をあたえるアラートマークや表記

(広告の掲載期間)

第5条 広告の掲載期間は1ヵ月から12ヵ月間とする。広告は、掲載開始日の0時から掲載を開始し、掲載終了日の24時をもって終了するものとする。ただし、特に必要がある場合は、時間を指定することができる。

(広告の掲載料)

第6条 広告料金は1ヶ月10,000円とする。

(広告の掲載料の納付)

第7条 広告主は、町が発行する納付書により、指定期日までに広告掲載料を納付しなければならない。指定期日までに広告掲載料の納付がない場合は、町長は広告の掲載を停止または取り消すことができる。

- 2 指定期日以降に広告料の納付があった場合は、納付が確認された日の翌日から広告の掲載を開始する。なお、この場合において申し込みのあった掲載期間の変更は認めない。

(広告の申込)

第8条 広告を掲載しようとする者は、「東みよし町データ放送広告掲載申込書」に掲載しようとする広告の内容を記入し、掲載希望日の1ヶ月前までに町長に申し込むものとする。

- 2 複数の申し込みがあった場合は抽選により掲載者を決定する。
- 3 抽選はくじにより町長が行い、その結果を申込者に通知する。

(広告主の責任)

第9条 広告の内容に関する一切の責任は広告主が負うものとし、不快な表現を用いまいよう配慮しなければならない。

(広告掲載の取り消しおよび変更)

第10条 町長は、町のデータ放送の運用上支障があるときは、掲載の取り消し、または内容の変更を求めることができる。

- 2 広告主が第2条に定める規定に反したとき、また違法行為を犯すなど、町データ放送に、広告を掲載するに不相当と認められる場合は、掲載を取り消すことができる。

(広告掲載料の還付)

第11条 広告掲載が決定した後、広告主の責に帰さない理由により、広告が掲載できなかったときは、広告掲載料を還付するものとする。

(委任)

第12条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附則 この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附則 この要領は、平成30年10月1日から施行する。

附則 この要領は、令和4年4月1日から施行する。